

公益財団法人日本ソフトボール協会 評議員選定委員会運営規程

第1条（設置及び任務）

この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「この法人」という）が、この法人の定款（以下、「定款」という。）第16条に基づき設置される評議員選定委員会（以下、「選定委員会」という）において、この法人の役員等の候補者選考・推薦に関する規程（以下、「候補者選考・推薦に関する規程」という。）及びこの法人の役員等の候補者選考・推薦に関する規則（以下、「候補者選考・推薦に関する規則」という。）に基づき、評議員会及び理事会から選定委員会に推薦された評議員候補者を選考のうえ、選任すること、並びに、第7条の規定により、選定委員会に解任提案された評議員について、審査のうえ、解任することに関し、選考委員会の運営について定める。

第2条（選定委員会の構成）

選定委員会は、重任されないことが明らかな評議員委員1名（該当者がいない場合は、自らを評議員候補者として決定する議決には参加しないことを条件に、候補者選考・推薦に関する規則に定める外部評議員1名）、監事委員1名、事務局員委員1名（原則として、事務局長1名とし、事務局長が理事兼任の場合は、事務局員1名とする。）、次項の定めによって選任された外部委員2名の合計5名の委員（以下、「委員」という。）で構成し、理事会の決議によって選任する。なお、評議員委員、監事委員、事務局員委員及び外部委員については、それぞれ評議員、監事及び事務局員ではなくなった場合及び外部委員が次項の定め該当するようになった場合は、当然に、委員の地位を失うものとする。

2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任しなければならない。

（1）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（2）過去に前号に定める者となったことがある者

（3）第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

（4）この法人の理事又は監事

3 選定委員会の事務局員委員は、委員としての業務については、全ての理事からの指揮命令を受けないものとする。また、当該指揮命令への違反について不利益処分を受けることはないものとする。

4 選定委員会の委員長は、外部委員の互選により選出された者1名とする。

5 委員は、委員であることをもって、無報酬とする。ただし、第1項の外部委員には、評議員会の決議によって別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。また、第1項の外部委員又はその他の委員（事務局員委員を除く。）には、その職務を遂行するために必要に応じて支出する旅費等の費用（WEB 会議等のための機器及び通信にかかる費用を含まない。）を支払うことができる。

第3条（委員の任期）

委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。

第4条（委員に欠員が出た場合の措置）

委員の員数が欠けた場合には、理事会は、速やかに第2条の規定に基づいて、決議によって新たな委員を選任しなければならない。なお、欠けた者が、評議員委員は評議員から、監事委員は監事から、事務局員委員は事務局員から、外部委員は外部委員となり得る者から、第2条の定める要件により、選任するものとする。

2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条（委員の解任）

委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。なお、理事会は、議決前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。また、当該委員にあらかじめ通知するとともに、理事会において議決する前に、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第6条（評議員候補者の推薦）

選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会が候補者選考・推薦に関する規程第2条の規定により、それぞれ推薦する。

2 推薦にあたっては、定款第43条の事務局（以下、「事務局」という。）が、選定委員会に対し、以下の各号が記載された推薦状、候補者選考・推薦に関する規則別紙様式1の就任承諾書及び候補者選考・推薦に関する規程第14条の審査のための欠格事由非該当誓約書及び推薦した理事会又は評議員会の推薦に係る議事録、選定委員会が審査をする参考となる評議員に関する法令及び定款の規定の内容（以下「推薦状等」という。）を提供する。

- (1) 評議員として適任と判断した理由
- (2) 当該候補者の経歴（被推薦者作成の履歴書の添付）

- (3) 当該候補者を推薦する理由
- (4) 当該候補者とこの法人及び役員等（定款第5章に定める評議員及び定款第7章に定める役員をいう。以下同様とする。）との関係
- (5) 当該候補者の兼職状況
- (6) 重任の場合、当該候補者の評議員会出席状況

第7条（評議員解任の提案）

理事会は、決議をもって、評議員選定委員会に評議員解任の提案を行うことができる。この場合、理事会は、当該評議員が次の各号の事項に該当し、評議員として不適任と判断した理由を、具体的事実をもって、開催された評議員選定委員会において説明しなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第8条（招集及び情報提供）

選定委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が欠席した場合の議長は、出席した外部委員が任に当たる。

第9条（招集通知）

選定委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

- 2 委員長は、前項の書面による通知の発出に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選定委員会を開催することができる。
- 4 選定委員会は、選定委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員が、選定委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、委員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の選定委員会の決議があったものとみなす。

第10条（評議員の選任決議方法）

選定委員会は、事務局から提供された、推薦状等に基づき、理事会又は評議員会より推薦された評議員候補者について審議し、多数決により選任する。

- 2 前項の選定委員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員（委員長を含む。以下同様とする。）の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。な

お、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使は認めない。また、評議員候補者の選任の議決は、候補者ごとに行わなければならない。

第 11 条（評議員の解任決議方法）

選定委員会は、第 7 条の理事会からの評議員解任の提案があった場合で、かつ、評議員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員現在数の 3 分の 2 以上をもってする決議によって、その評議員を解任することができる。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。なお、この場合、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、評議員選定委員会において議決する前に、当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。また、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使は認めない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 12 条（議事録）

選定委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の代表 2 名が記名押印し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

第 13 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議による。なお、評議員会については、評議員に係る部分に限る。ただし、方針規程等管理規程第 8 条による改正はこの限りでない。

附則

第 1 条この規程は、令和 5 年 12 月 21 日から改正施行する。

第 2 条この規程による最初の評議員選定委員会の委員の任期は、委員の選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。